# 第6回阿蘇市議会会議録

- 1. 令和 5 年 11 月 24 日 午前 10 時 00 分 招集
- 2. 令和 5 年 12 月 8 日 午前 10 時 00 分 開議
- 3. 令和 5 年 12 月 8 日 午前 10 時 52 分 散会
- 4. 会議の区別 定例会
- 5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6. 出席議員及び欠席議員

## 出席議員

1	番	杉	谷	保	信	2	番	中	Ш	文	久
3	番	菊	池	勝	秀	4	番	竹	原	真理	里子
5	番	佐	藤	和	宏	6	番	佐	藤	菊	男
7	番	児	玉	正	孝	8	番	甲	斐	純-	一郎
9	番	<u>\frac{1}{4}</u>	石	昭	夫	10	番	竹	原	祐	_
11	番	園	田	浩	文	12	番	市	原		正
13	番	大	倉	幸	也	14	番	湯	淺	正	司
15	番	五.	嶋	義	行	16	番	古	木	孝	宏
17	番	谷	﨑	利	浩	18	番	菅		敏	德

# 欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市	佐	藤	義	興	副	Ī	fi	長	和	田	_	彦
教 育 县	- 坂	梨	光	_	総	務	部	長	髙	木		洋
市民部長	宮	﨑		隆	経	済	部	長	藤	田	浩	司
土木部長	荒	木		仁	教	育	部	長	山	П	貴	生
阿蘇医療センター事務部	村	Щ	健	_	総	務	課	長	和	田	直	也
福 祉 課 县	松	畄	幸	治	農	政	課	長	佐	伯	寛	文
建設課長	中	本	知	己	企	画財	政調	是長	廣	瀬	和	英
教育課長	藤	井	栄	治	防	災情	報調	是長	市	原	修	$\vec{=}$
ほけん課長	小	Щ	隆	幸	観	光	課	長	秦		美伢	2 子
上下水道課長	竹	原	昭	典	税	務	課	長	上	村	美	博
会計管理者 (会計課長)	加	来	隆	浩	市	民	課	長	森	永	智	保
健康増進課長	: Ш	内	る	み	ま	ちづく	くり記	果長	石	松	昭	信

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 本 繁 樹 議会事務局次長 塚 本 栄 治

書 記 山 本 悠 未

#### 9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

- 1 総務常任委員長
- ① 議案第74号 阿蘇市職員の定年等に関する条例及び定年延長に伴う地方公務員法の 一部を改正する法律の施行等に基づく関係条例の整備に関する条例の 一部改正について
- ② 議案第75号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ③ 議案第76号 阿蘇市特別会計設置条例の一部改正について
- ④ 議案第79号 阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について
- ⑤ 議案第82号 令和5年度阿蘇市一般会計補正予算(第5号)について

#### 2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第77号 阿蘇市手数料条例の一部改正について
- ② 議案第80号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について
- ③ 議案第81号 阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ④ 議案第82号 令和5年度阿蘇市一般会計補正予算(第5号)について
- ⑤ 議案第84号 令和5年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- ⑥ 議案第85号 令和5年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- ⑦ 議案第86号 令和5年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について

# 3 経済建設常任委員長

- ① 議案第73号 阿蘇市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- ② 議案第78号 阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について
- ③ 議案第82号 令和5年度阿蘇市一般会計補正予算(第5号)について
- ④ 議案第83号 令和5年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- ⑤ 議案第87号 令和5年度阿蘇市水道事業会計補正予算(第2号)について
- ⑥ 議案第89号 市道路線の廃止について
- ⑦ 議案第90号 市道路線の認定について

#### 午前 10 時 00 分 開議

#### 1 開議宣告

○議長(菅 敏徳君) おはようございます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。 それでは、会期日程等につきまして、これより議会運営委員長が報告いたします。 議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長(古木孝宏君) おはようございます。

本日、議会運営委員会を午前9時半より開催し、一般質問等の取扱いについて審議を行いましたので、その結果を報告いたします。

今期、一般質問の通告者は 10 名であります。したがいまして、一般質問は 12 月 11 日と 12 日の 2 日間で行うこととし、執行部よりほかに何も案件はないということでございますので、11 日は 1 番から 5 番まで、12 日は 6 番から 10 番まで行うことに決定いたしました。以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長(菅 敏徳君) 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(菅 敏徳君)** 異議なしと認めます。したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に従い、議事を進めます。

# 日程第1 各常任委員長報告

- 1 総務常任委員長
  - ① 議案第74号 阿蘇市職員の定年等に関する条例及び定年延長に伴う地方公務員 法の一部を改正する法律の施行等に基づく関係条例の整備に関する条例の一部改正について
  - ② 議案第75号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
  - ③ 議案第76号 阿蘇市特別会計設置条例の一部改正について
  - ④ 議案第79号 阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について
  - ⑤ 議案第82号 令和5年度阿蘇市一般会計補正予算(第5号)について
- ○議長(菅 敏徳君) 日程第1「各常任委員長報告」を行います。

審議の方法は、委員長報告、質疑、討論、採決の順に行いますが、議案第 82 号「令和 5

年度阿蘇市一般会計補正予算(第5号)」は、経済建設常任委員長の報告後に行う一般会計 補正予算以外の採決がすべて終了した後に討論、採決を行いますので、お間違いのないよう お願いいたします。

それでは、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第74号「阿蘇市職員の定年等に 関する条例及び定年延長に伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に基づく関係条 例の整備に関する条例の一部改正について」他4件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務常任委員長、園田浩文君。

〇総務常任委員長(園田浩文君) おはようございます。総務常任委員会委員長報告を行います。

令和5年第6回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案5件であります。11月28日、午前10時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第74号「阿蘇市職員の定年等に関する条例及び定年延長に伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に基づく関係条例の整備に関する条例の一部改正について」であります。

総務課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決 定いたしました。

続きまして、議案第 75 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」であります。

総務課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決 定いたしました。

続きまして、議案第76号「阿蘇市特別会計設置条例の一部改正について」であります。

委員より、「下水道事業の公営企業法の一部適用について、詳細な説明を。」との質疑があり、説明員として出席した上下水道課長から、「地方公営企業法の一部適用を行い、下水道事業も水道事業と同様の会計手法、複式簿記へと移行するものです。また、地方公営企業法の法的化が事業を行う上での国庫補助金、交付金等の適用要件となりますので、このことが理由となります。」との答弁がありました。

別の委員より、「一部適用になることで、大規模な下水道工事の発注については、これまでと同様に、下水道事業団に委託されるのか。」との質疑があり、課長から、「これまでと同じような委託となります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 続きまして、議案第 79 号「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」であります。 委員より、「国民健康保険税の減額について、出産被保険者は届出が必要であるが、対象 者に対しては、どのように周知を行うのか。」との質疑があり、税務課長から、「ホームペ ージや広報誌等で周知を図るとともに、母子手帳の交付や出産関係の手続の際にリーフレッ トを配布、制度の説明も行うなど周知を行います。」との答弁がありました。 以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 続きまして、議案第82号「令和5年度阿蘇市一般会計補正予算(第5号)について」であります。

まず、「総務課」の予算について審査を行いました。

委員より、「人件費の補正予算について、離職した職員の担っていた業務が、在職する職員の負担増につながっているのではないか。」との質疑があり、総務課長から、「業務管理については、一部の職員に業務の負担とならないよう所属長と定期的な協議を行っています。」との答弁がありました。

次に、「企画財政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「減債基金費の積立金の説明を。」との質疑があり、企画財政課長から、「減債基金は、後年度の借入金返済に充てることを目的とした基金となります。特に今回 3,500 万円の積立てを行いますが、普通交付税の再算定が行われ、臨時財政対策債償還基金費として後年度分の先行交付が行われることから、相当額を積み立てるものであります。」との答弁がありました。

次に、「防災情報課」の予算について審査を行いました。

委員より、「消火栓設置工事費用の増額補正について、資材価格等の高騰に伴うとのこと だが、例年と比較してどの程度上昇したのか。」との質疑があり、防災情報課長から、「工 事費として、30%程度の上昇となります。」との答弁がありました。

別の委員より、「交通安全施設工事として補助停止線などの設置も行われているが、危険 箇所、要注意箇所の把握はどのように行っているのか。」との質疑があり、課長から、「危 険箇所の把握については、区長さん方をはじめ、地域の方々からの情報提供もいただいた上 で、現地を確認、必要に応じた安全対策に努めています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するもの と決定いたしましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(菅 敏徳君) 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第82号「令和5年度阿蘇市一般会計補正予算(第5号)」を除き、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(**菅 敏徳君**) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第82号を除き、採決いたします。

まず、議案第74号「阿蘇市職員の定年等に関する条例及び定年延長に伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に基づく関係条例の整備に関する条例の一部改正について」

を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(菅 敏徳君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第 74 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を 採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 75 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号「阿蘇市特別会計設置条例の一部改正について」を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(菅 敏徳君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(菅 敏徳君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第 79 号は、委員長の報告 のとおり可決されました。

## 2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第77号 阿蘇市手数料条例の一部改正について
- ② 議案第80号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について
- ③ 議案第81号 阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について
- ④ 議案第82号 令和5年度阿蘇市一般会計補正予算(第5号)について
- ⑤ 議案第84号 令和5年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)に ついて
- ⑥ 議案第85号 令和5年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

# ⑦ 議案第86号 令和5年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について

O議長(菅 敏徳君) 続きまして、文教厚生常任委員会に付託をいたしました、議案第77号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」他6件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、立石昭夫君。

**○文教厚生常任委員長(立石昭夫君)** おはようございます。文教厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和5年第6回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案7件であります。11月29日、午前10時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第77号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」であります。

委員より、「手数料の改定は、令和6年3月1日からの運用開始となるのか。」との質疑があり、市民課長から、「全国の市町村でそのような取扱いとなります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 続きまして、議案第80号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部改正について」であります。

福祉課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 81 号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

福祉課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第82号「令和5年度阿蘇市一般会計補正予算(第5号)について」であります。

「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より、「前回、阿蘇小学校の屋内運動場改築工事費は、多めに見積もった概算額であるとの説明があったが、今回さらに 3,000 万円を追加計上した理由は。」との質疑があり、学務係長から、「当時、物価高騰分を見込んで計上したものの、それ以降、予想を上回る物価上昇となり、今回の追加計上となりました。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「前回、資材の高騰分も含めて平米単価 50 万円を見込めば十分との説明があった。もともと高額であったにもかかわらず、また追加計上するのはおかしいのでは。」との質疑があり、教育部長から、「今回の補正については反省したいと思います。高額となった理由については、小規模の自治体ほど学校の体育館が避難所に使用されることが多いことから、文部科学省より備蓄倉庫や冷暖房なども整備するよう指導があっていること。また、本体育館は、黒川地区の主要な避難所ともなることから、御理解いただきたいと

思います。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「他の小中学校と比較するためにも、平米単価だけでなく空調設備 やエレベーターに係る分と、本体のみを分けて示してほしい。」との意見がありました。

別の委員より、「阿蘇体育館の空調について、機器の不調は以前から把握されていたと思うが、設計と改修工事の予算を同時に計上する理由は。」との質疑があり、教育部長から、「昨今の異常気象から空調の必要性が高まり、今回の予算計上に至りました。」との答弁があり、また、社会体育係長から、「猛暑だけでなく梅雨時期の避難所開設にも対応できるよう、早期の工事完了を目指し、設計費と改修工事費を同時計上しました。」との答弁がありました。また、別の委員より、「予算に示すその他財源とは。」との質疑があり、社会体育係長から、「その他の財源として、教育施設整備基金を充てる予定です。」との答弁がありました。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。

委員より、「戸籍システム改修委託について、今後どのように進めていくのか。」との質疑があり、市民課長から、「戸籍法の改正に伴う戸籍の振り仮名記載について、本格的な作業は令和6年度から令和8年度にかけて行われます。今後、国から示される仕様書等に基づき、システム改修等を進める予定です。」との答弁がありました。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

委員より、「保育環境改善等事業補助金 75 万円の内容は。」との質疑があり、子育て支援係長から、「保育所、認定こども園において、自園でのおむつの処理に特化したごみ箱を購入するもので、要望のあった私立保育園 3 園分を予定しています。」との答弁がありました。また、委員より、「すべての園において、取扱いに差がないよう進めてほしい。」との意見があり、福祉課長から、「今年度から市内全 14 園において、園内でのおむつ処理を行っています。今後、要望等あれば、適宜対応してまいります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 続きまして、議案第84号「令和5年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと 決定いたしました。

続きまして、議案第85号「令和5年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算(第3号) について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと 決定いたしました。

続きまして、議案第86号「令和5年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと 決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要する ものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(菅 敏徳君) 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第82号「令和5年度阿蘇市一般会計補正予算」を除き、討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(**菅 敏徳君**) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第82号を除き、採決いたします。

まず、議案第77号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(菅 敏徳君) 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(菅 敏徳君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 80 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(菅 敏徳君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第 81 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号「令和5年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は、委員長の報告

のとおり可決されました。

次に、議案第85号「令和5年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(菅 敏徳君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第 85 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号「令和5年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号) について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 86 号は、委員長の報告 のとおり可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) それでは、暫時休憩をいたします。10 時 40 分から再開いたします。 午前 10 時 28 分 休憩

# 午前 10 時 40 分 再開

**○議長(菅 敏徳君)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 3 経済建設常任委員長

- ① 議案第73号 阿蘇市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- ② 議案第78号 阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について
- ③ 議案第82号 令和5年度阿蘇市一般会計補正予算(第5号)について
- ④ 議案第83号 令和5年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算(第2号)につい て
- ⑤ 議案第87号 令和5年度阿蘇市水道事業会計補正予算(第2号)について
- ⑥ 議案第89号 市道路線の廃止について
- ⑦ 議案第90号 市道路線の認定について
- 〇議長(菅 敏徳君) 続きまして、経済建設常任委員会に付託をいたしました、議案第73号「阿蘇市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について」他6件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。 経済建設常任委員長、児玉正孝君。 **〇経済建設常任委員長(児玉正孝君)** おはようございます。経済建設常任委員会委員長報告を行います。

令和5年第6回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案7件であります。11月30日、午前10時から委員会を開催いたしましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第73号「阿蘇市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について」であります。

上下水道課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきもの と決定いたしました。

続きまして、議案第 78 号「阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について」であります。

委員より、「改定後の料金は、他の観光地と比較して適当であるか。」との質疑があり、 観光課長から、「全国の類似施設を調査した結果、他と比較して安価であったことから、改 定額は適当であるものと考えています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「中型バスの車両の長さを9メートル未満とした理由は。」との質疑があり、課長から、「中型バスは、道路運送車両法等に基づき設定したものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 続きまして、議案第82号「令和5年度阿蘇市一般会計補正予算(第5号)について」で あります。

「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より、「草原情報館施設等改修工事の内容について詳細な説明を。」との質疑があり、まちづくり課長から、「既存建物の一部はキッチンスタジオに、また、増築する2階建て部分は、1階をアンテナショップ、2階はインターネットカフェ等の交流スペースになります。」との答弁がありました。

別の委員より、「2月から実施するプレミアム商品券の利用促進策は。」との質疑があり、 課長から、「現在の販売率は75%程度となっています。多くの方に利用してもらえるよう、 例えば3,000円で5,000円分利用できるような購入しやすい単価への見直しなどを実行委員 会に提案します。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「林道管理業務委託には、波野地区の除雪時における倒木処理は含まれているのか。」との質疑があり、農政課長から、「波野地区の除草や竹木等の除木については、別途業務委託により対応します。」との答弁がありました。

別の委員より、「令和6年度から徴収される森林環境税の規模と市への配分は。」との質疑があり、課長から、「全国で600億円規模となる財源は、都道府県分を10%、市町村分を90%として確保され、各自治体の規模等に合わせ配分されます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 続きまして、議案第83号「令和5年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について」であります。

委員より、「繰入金の交付税措置の内容は。」との質疑があり、上下水道課長から、「基準内の事業費に対して44%が交付されます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 続きまして、議案第87号「令和5年度阿蘇市水道事業会計補正予算(第2号)について」 であります。

上下水道課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第89号「市道路線の廃止について」であります。

建設課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決 定いたしました。

続きまして、議案第90号「市道路線の認定について」であります。

委員より、「市道に認定される場合の条件等の説明を。」との質疑があり、建設課長から、「認定する場合、4 メートルの幅員を確保できることが条件です。メリットとして、整備により利便性が向上し、交通規制などの安全対策が取れるようになることです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(菅 敏徳君) 以上で、経済建設常任委員長の報告を終わります。

これより、経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第82号「令和5年度阿蘇市一般会計補正予算」を除き、討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(**菅 敏徳君**) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第82号を除き、採決いたします。

まず、議案第73号「阿蘇市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(菅 敏徳君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第 73 号は、委員長の報告

のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号「阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について」を 採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(菅 敏徳君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 78 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号「令和5年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について」 を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(菅 敏徳君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 83 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号「令和5年度阿蘇市水道事業会計補正予算(第2号)について」を採 決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(菅 敏徳君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 87 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号「市道路線の廃止について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(菅 敏徳君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第 89 号は、委員長の報告 のとおり可決されました。

次に、議案第90号「市道路線の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 90 号は、委員長の報告 のとおり可決されました。

以上で、議案第 82 号の一般会計補正予算を除くすべての案件について採決が終わりました。

これより、一般会計補正予算の採決を行います。

議案第82号「令和5年度阿蘇市一般会計補正予算(第5号)について」、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(菅 敏徳君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第82号について採決いたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決で す。議案第82号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(菅 敏徳君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 82 号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お疲れさまでございました。

午前 10 時 52 分 散会